



しずおか優良木材とは？



皆さんに安全・安心な県産材を使っていただくために、品質・性能が確かな「しずおか優良木材」を提供しています。しずおか優良木材とは、しずおか優良木材認証審査会による認定を受けた工場が、製材品・製品を生産し、検査に合格した認証製品です。品質、寸法、含水率（木材の乾燥具合）、強度などの項目に、厳しい基準が設けられていて、この基準をクリアしたのが「しずおか優良木材」（認証製品）です。



しずおか優良木材認証マーク

しずおか優良木材製品品質規格基準（抜粋）

材 種		品 質 基 準		寸 法 基 準		乾燥基準	強度基準		
構 造 用 製 材	JAS規格甲種 構造用Ⅰ相当	区 分		表示された寸法と測定した寸法との差が、 下表の右欄に掲げる数値以下であること。 単位:mm		含水率 20%以下 とする。	スギ： E70相当 以上 ヒノキ： E90 相当 以上		
	JAS規格甲種 構造用Ⅱ相当	丸 身						基 準	
		曲 り	甲種					な し	
			乙種					0.2%以下	
JAS規格乙種 構造用相当	その他欠点		0.1%以下		軽 微				
造 作 用 製 材	造作類	あて及びその他の欠点が 軽微であること							
	壁板類								
原 材 料		1. 静岡県産材証明制度によって管理された原木であること。 2. 原木は合法性が証明されたものであること。							
木 質 建 材		1. JAS、JIS及びAQ認証のいずれかの認証に基づき製造された製品であること。 2. ホルムアルデヒド放散量の平均値が0.3mg/L以下、最大値が0.4mg/L以下であること。 3. 静岡県産材証明制度によって管理された原木であること。なお、原木は合法性が証明されたものであること。							

森林認証制度とは？

森林認証制度とは、森林が持続可能性に配慮し適切に管理されているかを、第三者機関が国際基準に基づき審査、認証する制度です。認証制度内にFM認証とCoC認証の2つがあり、適切に管理されている森林を認証するのがFM認証、認証された森林から産出された木材を、適切に管理・加工していることを認証するのがCoC認証です。

3つの認証機関



申込・問合せ

静岡県森林組合連合会

E-mail s-wood@s-kenmori.net
URL <http://www.s-kenmori.net/kinoie>

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階

TEL.054-253-0195（土曜・日曜・祝祭日は休業）
FAX.054-253-2328

問合せ

静岡県林業振興課

TEL.054-221-2691 E-mail rinsin@pref.shizuoka.lg.jp



しずおか 木使い施設 推進事業

最大30万円助成！

店舗、福祉施設など、兼用住宅も対象

県産材を使った建築支援制度



静岡県森林組合連合会

「しずおか木使い施設推進事業」のご案内

◎品質の確かな「しずおか優良木材」や「JAS製品」などを使って、木造施設を新築・増改築、施設を木質化する方に助成します。

1 募集内容

- 募集期間：4月1日～2月22日（2月22日が土曜日または日曜日の場合はその前の金曜日まで）
※予算の範囲内において先着順です。※当日の消印有効

しずおか優良木材等使用量	木造施設の新築・増改築			施設の木質化			
	10～15㎡未満	15～20㎡未満	20㎡以上	2～10㎡未満	10～15㎡未満	15～20㎡未満	20㎡以上
助 成 額	13万円	21万円	30万円	6万円	13万円	21万円	30万円

2 応募条件

次の条件をすべて満たす場合に、応募できます。

【共通の条件】

- (1) 自らが居住する目的以外のために、静岡県内において、木造施設を建築(新築・増改築)すること、または、施設を木質化すること。(国及び地方公共団体の施設を除く)
なお、対象施設は建築基準法に定める建築物とする。(店舗などの兼用住宅は対象施設に含める)
- (2) 「しずおか優良木材等」を使った部分の施工完了が3月8日までであること。
- (3) アンケートや建築現場見学会の開催に協力できること。
- (4) 施工者の製品購入先が、静岡県産材証明制度によって産地を証明でき、かつ、合法性を証明できる業者であること。

【木造施設の新築・増改築】

- (1) 「しずおか優良木材等※」を10㎡以上使用すること。
- (2) 「しずおか優良木材等」のうち、森林認証材※を50%以上使用すること。
- (3) 主要構造材(柱、梁桁、トラス、土台)に製材を使用する場合、静岡県産材証明制度によって産地を証明された

JAS機械等級区分構造材用製材を使用すること。(一部でも可)

※しずおか優良木材等とは……●しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場が生産した認証製品または同会が個別に認証した製品
●静岡県産材証明制度によって産地を証明され、かつ、合法性を証明されたJAS・JIS製品
※森林認証材とは……●森林認証制度(FSCまたはSGEC)によって、持続可能な管理が行われている森林(森林認証林)から生産された木材を、適切な分別管理を行うCoC認証事業体が加工したことを証明された製品

【施設の木質化】

- (1) 仕上げ材や、建物と一体になっているデッキ、ルーバー等の外構材などに「しずおか優良木材等」を2㎡以上使用すること。
- (2) 「しずおか優良木材等」のうち、森林認証材を50%以上使用すること。

3 応募方法

下記期限までに、静岡県森林組合連合会あてに、次の書類を郵送または直接持参してください。(最終面参照)

提 出 書 類	木造施設の場合	木質化の場合
(1) 補助金交付申請書(新築・増改築:様式第1号、木質化:様式第2号)	●	●
(2) 木びろい表(新築・増改築:様式10号、木質化:様式11号)	●	●
(3) 現地案内図、各階平面図(写) 木質化は補助対象箇所の平面図(写)	●	●
(4) 建築確認済証(写)または建築工事届出書(写)	●	
(5) 建築確認済証(写)、建築工事届出書(写)、工事請負契約書(写)のいずれか		●
書類提出期限	木工事着手の2週間前	補助対象工事着手の2週間前

申請から支払いまでの流れ



申請に必要な書類(様式)は、静岡県森林組合連合会ホームページをご覧ください。

【URL】 <http://www.s-kenmori.net/kinoie>